

## 滋賀県弓道連盟国民スポーツ大会選手選考規則

### (目的)

第1条 この規則は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に出場する選手の公正かつ公平な選考を行なうための基準および手続き等を定めることを目的とする。

### (国スポ選手の選考)

第2条 滋賀県弓道連盟（以下「本連盟」という。）は、修練を積んだ実力のある国スポ選手を決定するための選考を実施するものとし、その参加資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本連盟の会員であること。もしくはふるさと選手制度を利用する者。
- (2) 公益財団法人全日本弓道連盟の ID 番号を有していること。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会の定める国スポ参加資格を有していること。
- (4) 国スポ選手候補決定後において本連盟が実施する強化練習会、強化合宿等に参加できること。

### (選考方法)

第3条 国スポ選手の選考は、前条に規定する参加資格を満たし、国スポ出場の意向を持つ者を対象に、国スポ選手予選会および国スポ選手決定会を実施して行なうものとする。

#### (1) 国スポ選手予選会

国スポ選手予選会は、年 2 回開催し、その成績により、成年男子および成年女子それぞれ 10 名以内の者、ならびに少年男子および少年女子それぞれ 15 名以内の者を国スポ選手候補として選抜する。

#### (2) 国スポ選手決定会

国スポ選手決定会は、前号の国スポ選手予選会で選抜された者を対象に開催する。

### (選考基準)

第4条 国スポ選手の決定にあたっては、次条に定める選考委員会において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行なう。

- (1) 国スポ選手決定会における近的競技および遠的競技の成績
- (2) 前年の国スポ終了後から実施された練習会における的中率
- (3) 競技における射形、会相、的中させる離れなど技術面の評価
- (4) 国スポ近畿ブロック大会および国スポでの上位入賞の可能性
- (5) 前年の国スポの出場者、過去の国スポの出場経験者、各種全国大会または県内の競技会での成績優秀者
- (6) 前年の国スポ終了後に実施された練習会への参加率
- (7) 本連盟の規約に照らして、滋賀県の国スポ選手として品位を損なわない者

(選考委員会)

第5条 国スポ選手の選考は、選考委員会により行なう。

2 選考委員会は、本連盟の会長、副会長、常務理事および指導強化本部の部員により構成するものとし、少年の部の選考にあたっては、滋賀県高等学校体育連盟弓道専門部に所属する弓道部の顧問を加えるものとする。

3 選考委員会においては、前条の選考基準をもとに、総合的に判断して、成年男子および成年女子ならびに少年男子および少年女子それぞれ5名以内の者を選考し、国スポ選手として決定する。

4 選考委員会は、前項により決定された者が滋賀県弓道連盟倫理規程に違反していることが判明した場合は、その者の弁明を聞いたうえで、国スポ選手の決定を取り消す等の措置を取ることができる。

(欠員等の補充等)

第6条 国スポ選手の決定後に選手が欠員となった場合または定数に満たなくなった場合は、改めて選考委員会を開催し、補充の選手を選考、決定するものとする。

(異議申し立て)

第7条 選手選考の結果に対して異議申し立てがある者は、選考結果発表後、速やかに文書にてその旨を滋賀県弓道連盟会長へ提出すること。

2 滋賀県弓道連盟会長は、選手選考結果について文書にて異議申し立てがあった場合、速やかに選考委員会を招集する。

3 異議申し立て者へは文書にて回答する。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が常務理事会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに実施された令和5年の国体選手予選会は、この規則の規定に基づき実施されたものとみなす。

3 令和6年1月21日 大会名変更により名称変更及び改正